第 3 節　　中 学 校

1　取得方法の概要

(1)　免許状の種類

免許状の種類	ア　中学校教諭２種免許状（平成元年３月31日までの名称は、中学校教諭２級普通免許状） イ　中学校教諭１種免許状（平成元年３月31日までの名称は、中学校教諭１級普通免許状） ウ　中学校教諭専修免許状（平成元年４月１日から新設）
教科等の種類	ア　教科…国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語等）、宗教 イ　実習のみ担当の教科…職業実習

(2)　取得方法の区分

注意事項	ア　平成31年４月１日施行の免許法(以下「新法」という。）により免許状を取得する。 イ　平成10年７月１日施行の免許法（以下「旧法」という。）、平成元年４月１日施行の免許法（以下「旧々法」という。）により免許状を取得できる場合がある。 ウ　申請書類区分は、第11節の「申請方法及び申請書類」による。

免許状及び教科等の種類		取得方法の区分（取得方法の区分が２以上ある場合、いずれかを選択する。）		掲載ページ	申請書類区分番号	根拠法
２種免許状	アの教科	短期大学卒業等で新たに免許状を取得する場合	短期大学士の学位、教員養成機関の卒業等を基礎資格とし、中別表１により単位を修得する。 ※基礎資格には、大学（短大を含む。）又は教員養成機関に２年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。	中別表１ …Ｐ35～37 旧中別表１ …Ｐ55～57	1	免許法 別表第１
		臨時免許状から２種免許状を取得する場合	中学校助教諭免許状を取得後に、経験年数に応じ、中別表３－１により単位を修得する。	中別表３－１ …Ｐ38～41	7	免許法 別表第３
		他の教科の免許状を取得する場合	中学校教諭普通免許状を有し、中別表４により単位を修得する。	中別表４…Ｐ47、 Ｐ36～37	8	免許法 別表第４
		隣接する学校種の免許状を取得する場合	小学校教諭等の経験年数を利用し、中別表８－１により単位を修得する。	中別表８－１…Ｐ48	9	免許法 別表第８
			小学校教諭等の経験年数(3年以上)に加えて、中学校の助教諭等の経験年数を利用して、2種免許状を取得する。	中施行規則第18条 …Ｐ49	9	施行規則 第18条
			高等学校教諭等の経験年数を利用し、中別表８－２により単位を修得する。	中別表８－２ …Ｐ50～51	9	免許法 別表第８
			高等学校教諭等の経験年数(３年以上)に加えて、中学校の助教諭等の経験年数を利用して、２種免許状を取得する場合	中施行規則第18条 …Ｐ52	9	施行規則 第18条
		無線通信士、無線技術士又は海技士の資格を有する場合	免許法施行法第２条に規定する資格がある場合 ①　１級無線通信士・技術士･･･３年以上の実地経験、技術優秀 ②　３級以上の海技士･･･５年以上の実地経験・技術優秀	中施行法…Ｐ54	6	免許法 施行法 第２条

免許状及び教科等の種類		取得方法の区分 （取得方法の区分が２以上ある場合、いずれかを選択する。）		掲載ページ	申請書類区分番号	根拠法
２種免許状	イの教科	大学で職業実習の学科を専攻している場合	①　学士の学位を有している者･･･１年以上の実地経験、技術優秀 ②　大学に２年以上在学した者･･･３年以上の実地経験、技術優秀	中別表５…Ｐ53	5	免許法 別表第５
		臨時免許状から２種免許状を取得する場合	職業実習の中学校助教諭免許状を取得後に、経験年数に応じ、中別表５により単位を修得する。			
１種免許状	アの教科	大学卒業等で新たに免許状を取得する場合	学士の学位を有し、中別表１により単位を修得する。 ※学士の学位には、学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。	中別表１ …Ｐ35～37 旧中別表１ …Ｐ55～57	1	免許法 別表第１
		２種免許状から１種免許状を取得する場合	中学校教諭２種免許状取得後に、経験年数に応じ、中別表３－２により単位を修得する。	中別表３－２ …Ｐ42～45	7	免許法 別表第３
		他の教科の免許状を取得する場合	中学校教諭普通免許状（２種免許状を除く。）を有し、中別表４により単位を修得する。	中別表４…Ｐ47、 Ｐ36～37	8	免許法 別表第４
		海技士の資格を有する場合	免許法施行法第２条に規定する資格がある場合 ①　２級海技士･･･３年以上の実地経験、技術優秀 ②　１級海技士･･･技術優秀	中施行法…Ｐ54	6	免許法 施行法 第２条
	イの教科	２種免許状から１種免許状を取得する場合	職業実習の中学校教諭２種免許状を取得後に、経験年数に応じ、中別表５により単位を修得する。	中別表５…Ｐ53	5	免許法 別表第５
専修免許状	アの教科	大学院修了等で新たに免許状を取得する場合	修士の学位を有し、中別表１により単位を修得する。 ※修士の学位には、大学院又は大学の専攻科課程に１年以上在学し30単位以上修得した場合を含む。	中別表１ …Ｐ35～37 旧中別表１ …Ｐ55～57	1	免許法 別表第１
		１種免許状から専修免許状を取得する場合	中学校教諭１種免許状取得後に、経験年数に応じ、大学院又は大学の専攻科で中別表３－３により単位を修得する。	中別表３－３…Ｐ46	7	免許法 別表第３
		他の教科の免許状を取得する場合	中学校教諭専修免許状を有し、中別表４により単位を修得する。	中別表４…Ｐ47、 Ｐ36～37	8	免許法 別表第４
	イの教科	１種免許状から専修免許状を取得する場合	職業実習の中学校教諭１種免許状を取得後に、経験年数に応じ、中別表５により単位を修得する。	中別表５…Ｐ53	5	免許法 別表第５

(3)　道内の認定課程を有する大学、短期大学及び養成機関の状況［令和４年度現在］

◎…専修、１種　　○…１種　□…専修のみ　△…２種

＜大学＞

免許状の区分 / 大学名	中学校																
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	英語	中国語	ロシア語	ドイツ語	フランス語	宗教	職業
北海道大学	◎	◎	◎	◎			◎				◎						
北海道教育大学　札幌校	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎						□
函館校	◎	◎	◎	◎	□	□	□	□	□	□	◎						□
旭川校	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	□	◎	◎	◎						□
釧路校	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	□	□	◎	◎						□
岩見沢校	□	□	□	□	◎	◎	◎	□	□	□	□						□
小樽商科大学		○									◎						
釧路公立大学		○															
旭川大学		◎															
札幌大学	○	○					○				○		○				
札幌大谷大学		○			○	○											
札幌学院大学		◎									○						
札幌国際大学		○					◎										
千歳科学技術大学			○	○													
星槎道都大学		○				○	○										
函館大学		○									○						
藤女子大学	○	○								◎	○						
北翔大学					◎	◎	◎										
北星学園大学		◎									◎						
北海学園大学	◎	◎	○	○							◎						
北海道情報大学			○														
北海道文教大学	○										○						
酪農学園大学		◎		◎													
稚内北星学園大学			○														
東海大学（札幌）				○			○				○						
東京農業大学（オホーツク）		◎		◎													

＜短期大学＞

國學院大學北海道短期大学部	△										△						
函館短期大学										△							

(4)　全国大学通信教育開設状況［令和４年度現在］

文部科学省のホームページを参照してください。〔教員免許状を取得可能な大学〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/

※　放送大学（大学院）は、認定課程を有していない大学のため、免許法別表第１により新たな免許状を取得する場合の単位として使用することはできません。
　なお、北海道においては、現在のところ、免許法別表第３を根拠に２種免許状から１種免許状を取得する場合、１種免許状から専修免許状を取得する場合等、一部については単位の使用を認めております。

2　新たに免許状を取得する方法

基礎資格及び所要単位	※原則、７日間の介護等体験が必要です。（第９節参照）	中	別表１

基礎資格	中学校教諭２種免許状	短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業すること。（大学（短大を含む。）又は文部科学大臣の指定する教員養成機関に２年以上在学し、６２単位以上修得した場合を含む。）
	中学校教諭１種免許状	学士の学位を有すること。（学校教育法第１０２条第２項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）
	中学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること。（大学（短大を除く。）の専攻科又は大学院の課程に１年以上在学し、３０単位以上修得した場合を含む。）

大学において修得することを必要とする単位 注1 注2 注3 注4	科目		最低修得単位数 ２種	１種	専修
教科及び教職に関する科目 注7 注8	教科及び教科の指導法に関する科目		１２	２８	２８
		教科に関する専門的事項 注5			
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 注6			
	教育の基礎的理解に関する科目 注9		６（３）	１０（６）	１０（６）
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 注10			
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 注9		６（４）	１０（６）	１０（６）
		道徳の理論及び指導法 注11			
		総合的な学習の時間の指導法			
		特別活動の指導法			
		教育の方法及び技術			
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 注12			
		生徒指導の理論及び方法			
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	教育実践に関する科目				
		教育実習（事前及び事後の指導の１単位を含む。） 注13	５（３）	５（３）	５（３）
		教育実践演習 注9	２（０）	２（０）	２（０）
	大学が独自に設定する科目	注14	４	４	４
		注15			２４
	合計単位数		３５	５９	８３

その他 注16		
	日本国憲法	２
	体育	２
	外国語コミュニケーション	２
	「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」	２

注１　旧法の規定により修得した単位は読替えて使用できる場合がある。ただし、大学等の証明を得た場合に限る。
注２　専修又は１種免許状を取得する場合、短期大学の単位は２種免許状の最低修得単位数を限度に使用できる。
注３
(1)　１種免許状を取得する場合、既に同じ教科の２種免許状を有しているときは、この表の２種免許状に相当する単位は修得済とみなす。
(2)　専修免許状を取得する場合、既に同じ教科の１種免許状又は２種免許状を有しているときは、この表の１種免許状又は２種免許状に相当する単位は修得済とみなす。
注４　大学において修得することを必要とする単位は、中学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得する。
注５　「教科に関する専門的事項」の単位は、授与を受けようとする教科の中学校教諭免許状の認定課程のある大学等で中別表１（教科）により修得する。
注６　「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の単位は、次のとおり修得する。
(1)　専修又は１種免許状を取得する場合…８単位以上修得する。
(2)　２種免許状を取得する場合…２単位以上修得する。
注７　最低修得単位数が複数の事項にまたがる場合は、各事項を必ず修得する。（注８の場合を除く。）
注８　音楽及び美術の場合、次の方法により単位を修得できる。
(1)　「教科及び教職に関する科目（教科に関する専門的事項を除く。）」の単位数のうち、その半数までの単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」について修得することができる。この場合の残りの必要単位数については、各教科の指導法に関する科目にあっては１単位以上、その他の科目にあっては（　）内の数字以上の単位を修得するものとする。
(2)　最低修得単位数が複数の事項にまたがる場合は、１以上の事項を修得する。
注９　「教育の基礎的理解に関する科目」は８単位（２種免許状の授与を受ける場合にあっては６単位）まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は２単位まで、「教職実践演習」は２単位まで、幼稚園、小学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
注10　「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位は、１単位以上修得する。
注11　「道徳の理論及び指導法」の単位は、次のとおり修得する。
(1)　専修又は１種免許状を取得する場合…２単位以上
(2)　２種免許状を取得する場合…１単位以上
注12　「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は１単位以上修得する。
注13　「教育実習」の単位は、次のとおり修得する。
(1)　中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部等を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部等を含む。）、及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部等を含む。）の教育を中心とする。
(2)　「教育実習」に係る事前及び事後の指導の１単位には中学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。
(3)　「教育実習」の単位数には、２単位まで、学校体験活動の単位を含むことができる。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができない。
(4)　中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部、在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及びこれらに相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部、在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及びこれらに相当する旧令による学校を含む。）において、教員として良好な成績で勤務した経験年数１年につき、１単位の割合で、この表に掲げる「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位をもって、「教育実習」の単位に替えることができる。
(5)　修得を必要とする単位数のうち、３単位までは、幼稚園、小学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教育実習」の単位をもってあてることができる。
注14　「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科及び教職に関する科目」又は大学が加えるこれらに準ずる科目を修得する。
注15
(1)　「大学が独自に設定する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。
(2)　「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科及び教職に関する科目」を修得する。
注16　「その他」の単位は、大学の学部・学科・課程（認定課程のない大学を含む。）、必修・選択等の授業科目区分等に関係なく修得することができる。

R４.１０

○　教科に関する専門的事項に関する科目

中	別表１（教科）	別表４（教科）

教科名	法定科目名
国　　語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。）
社　　会	日本史・外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」
数　　学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ
理　　科	物理学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学 地学実験（コンピュータ活用を含む。）
音　　楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美　　術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保　　健	生理学・栄養学 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
技　　術	木材加工（製図及び実習を含む。） 金属加工（製図及び実習を含む。） 機械（実習を含む。） 電気（実習を含む。） 栽培（実習を含む。） 情報とコンピュータ（実習を含む。）

○　教科に関する専門的事項に関する科目

中	別表１（教科）	別表４（教科）

教科名	法定科目名
家　　庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
	被服学（被服製作実習を含む。）
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
	住居学
	保育学（実習を含む。）
職　　業	産業概説
	職業指導
	「農業、工業、商業、水産」
	「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
職業指導	職業指導
	職業指導の技術
	職業指導の運営管理
英　　語	英語学
	英語文学
	英語コミュニケーション
	異文化理解
宗　　教	宗教学
	宗教史
	「教理学、哲学」

備考

＊　教科に関する専門的事項に関する科目は、取得しようとする教科の法定科目をそれぞれ１単位以上を修得し、**それぞれ一般的包括的内容を必ず修得**する。

＊　（○○を含む。）と記載のある科目は、（　）内の内容を必ず含めて修得する。

＊　（○○及び△△）と記載のある科目は、○○と△△を必ず修得する。

＊　○○・△△と記載のある科目は、○○と△△を必ず修得する。

＊　「○○、△△、××」と記載のある科目は、「　」内の科目のうち、１以上の科目を修得する。

ただし、職業の教科における「農業、工業、商業、水産」の科目は、２以上の科目について、それぞれ２単位以上を修得する。

なお、商船をもって水産に替えることができる。

＊　該当する教科の認定課程のある大学等で修得する。

＊　英語以外の外国語の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、英語の場合の例による。

3　上級免許状を取得する方法

（1）臨時免許状から２種免許状を取得する場合

所　要　資　格	＊　経験年数別最低修得単位数	中	別表３－１

授与を受けようとする免許状		中学校教諭２種免許状								
有することが必要な免許状		中学校助教諭免許状								
経験年数 注１ 注２		6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年以上	
最低修得単位数 注３		45	40	35	30	25	20	15	10	
必ず修得する科目	教科に関する専門的事項に関する科目 注４	10	9	8	7	6	5	4	3	
必ず修得する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 注８									
	各教科の指導法に関する科目 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）注５	6	5	5	4	4	3	2	2	
	教育の基礎的理解に関する科目 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	8	7	6	5	4	4	3	2	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	7	6	5	5	4	3	3	2	
	計	21	18	16	14	12	10	8	6	
	大学が独自に設定する科目 注６	4	4	4	4	4	3	3	1	
	合計単位数 注７	35	31	28	25	22	18	15	10	

注１　経験年数は、授与を受けようとする教科の中学校助教諭免許状取得後に勤務した次の職の期間
(1)　中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部で、授与を受けようとする教科を担任した助教諭又は講師の職
(2)　少年院又は海外に在留する邦人のための在外教育施設で文部科学大臣が中学校と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて、授与を受けようとする教科の教育に従事した職
(3)　外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。）において、授与を受けようとする教科の教育に従事した職

注２　６年をこえる経験年数には、次の職を通算できる。
(1)　校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長及び指導主事の職
(2)　社会教育主事（青年の家、その他の社会教育施設での準ずる職を含む。）の職

注３　最低修得単位数は、中学校助教諭免許状取得後に修得した単位とする。

注４　「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位は、中別表３－１（教科）により修得する。

注５　「各教科の指導法」の単位は、それぞれ授与を受けようとする教科ごとに修得する。

注６　「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれに準ずる科目から修得する。

注７　「必ず修得する科目」について修得した単位が、「合計単位数」をこえ「最低修得単位数」に満たないときは、その満たない単位数を一般教養を内容とした科目から修得する。

注８　「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、点線内は各科目に含まれている事項であり、各科目の事項から選択して修得する。

R4.10

○　教科に関する専門的事項に関する科目（経験年数別最低修得単位数）

中	別表３－１（教科）

	経験年数	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年以上
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1又0
	国文学（国文学史を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1又0
	漢文学	1	1	1	1	1	1	1	1又0
	書道（書写を中心とする。）	1	1	1	1	1	1	1	1又0
	自由選択科目	6	5	4	3	2	1		
	計	１０	9	8	7	6	5	4	3
社会	日本史・外国史	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	地理学（地誌を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	「法律学、政治学」	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	「社会学、経済学」	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	「哲学、倫理学、宗教学」	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	自由選択科目	5	4	3	2	1			
	計	１０	9	8	7	6	5	4	3
数学	代数学	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	幾何学	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	解析学	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	「確率論、統計学」	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	コンピュータ	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	自由選択科目	5	4	3	2	1			
	計	１０	9	8	7	6	5	4	3
理科	物理学	1	1	1	1	1	1	1	1又0
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	1	1	1	1又0	1又0	1又0		
	化学	1	1	1	1	1	1	1	1又0
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）	1	1	1	1又0	1又0	1又0		
	生物学	1	1	1	1	1	1	1	1又0
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	1	1	1	1又0	1又0	1又0		
	地学	1	1	1	1	1	1	1	1又0
	地学実験（コンピュータ活用を含む。）	1	1	1	1又0	1又0	1又0		
	自由選択科目	2	1						
	計	１０	9	8	7	6	5	4	3

注１　（○○を含む。）と記載のある科目は、（　）内の内容を必ず含めて修得する。

注２　（○○及び△△）と記載のある科目は、（　）内の内容を必ず含めて修得する。

注３　「○○、△△、××、…」と記載のある科目は、「　」内の科目のうち、１以上の科目を修得する。

注４　○○・△△と記載のある科目は、○○と△△を必ず修得する。

注５　英語以外の外国語の教科を取得する場合、単位の修得方法は、英語の場合の例による。

注６　自由選択科目は授与を受けようとする免許教科の単位を修得する。（表に掲げる科目を最低修得単位数以上に修得する。）

注７　「１又０」と記載のある科目は、合計単位数と同数の科目を修得すること。なお、理科の教科の場合は、合計単位数と必修得科目の差分の単位数と同数の科目を修得すること。

＊　理科10年の場合、計６単位のうち、１単位の修得を要する４科目（物理学、化学、生物学、地学）を必ず１単位以上ずつ修得し、残りの２単位について「１又０」の科目の中から２科目を選択してそれぞれ１単位以上を修得する。

○　教科に関する専門的事項に関する科目（経験年数別最低修得単位数）

中	別表３－１（教科）

	経験年数	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年以上
音楽	ソルフェージュ	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	指揮法	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	自由選択科目	5	4	3	2	1			
	計	10	9	8	7	6	5	4	3
美術	絵画（映像メディア表現を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	彫刻	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	デザイン（映像メディア表現を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	工芸	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	自由選択科目	5	4	3	2	1			
	計	10	9	8	7	6	5	4	3
保健体育	体育実技	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	生理学（運動生理学を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	衛生学・公衆衛生学	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	自由選択科目	5	4	3	2	1			
	計	10	9	8	7	6	5	4	3
保健	生理学・栄養学	1	1	1	1	1	1	1	1
	衛生学・公衆衛生学	1	1	1	1	1	1	1	1
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1
	自由選択科目	7	6	5	4	3	2	1	
	計	10	9	8	7	6	5	4	3

注１　（○○を含む。）と記載のある科目は、（　）内の内容を必ず含めて修得する。

注２　（○○及び△△）と記載のある科目は、（　）内の内容を必ず含めて修得する。

注３　「○○、△△、××、…」と記載のある科目は、「　」内の科目のうち、１以上の科目を修得する。

注４　○○・△△と記載のある科目は、○○と△△を必ず修得する。

注５　英語以外の外国語の教科を取得する場合、単位の修得方法は、英語の場合の例による。

注６　自由選択科目は授与を受けようとする免許教科の単位を修得する。（表に掲げる科目を最低修得単位数以上に修得する。）

注７　「１又０」と記載のある科目は、合計単位数と同数の科目を修得すること。

＊　保健体育13年以上の場合、「１又０」の５科目のうち、３科目を選択しそれぞれ１単位以上を修得する。

○　教科に関する専門的事項に関する科目（経験年数別最低修得単位数）

中	別表３－１（教科）

	経験年数	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年以上
技術	木材加工（製図及び実習を含む。）	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1又0
	金属加工（製図及び実習を含む。）	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1又0
	機械（実習を含む。）	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1又0
	電気（実習を含む。）	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1又0
	栽培（実習を含む。）	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1又0
	情報とコンピュータ（実習を含む。）	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1又0
	自由選択科目	4	3	2	1				
	計	１０	9	8	7	6	5	4	3
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	被服学（被服製作実習を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	住居学	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	保育学（実習を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0
	自由選択科目	5	4	3	2	1			
	計	１０	9	8	7	6	5	4	3
職業	産業概説	1	1	1	1	1	1	1	1又0
	職業指導	1	1	1	1	1	1	1	1又0
	「農業、工業、商業、水産」 注7	4	4	4	4	3	2	1	1又0
	「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」	1	1	1	1	1	1	1	1又0
	自由選択科目	3	2	1					
	計	１０	9	8	7	6	5	4	3
職業指導	職業指導	1	1	1	1	1	1	1	1
	職業指導の技術	1	1	1	1	1	1	1	1
	職業指導の運営管理	1	1	1	1	1	1	1	1
	自由選択科目	7	6	5	4	3	2	1	
	計	１０	9	8	7	6	5	4	3
英語	英語学	1	1	1	1	1	1	1	1又0
	英語文学	1	1	1	1	1	1	1	1又0
	英語コミュニケーション	1	1	1	1	1	1	1	1又0
	異文化理解	1	1	1	1	1	1	1	1又0
	自由選択科目	6	5	4	3	2	1		
	計	１０	9	8	7	6	5	4	3
宗教	宗教学	1	1	1	1	1	1	1	1
	宗教史	1	1	1	1	1	1	1	1
	「教理学、哲学」	1	1	1	1	1	1	1	1
	自由選択科目	7	6	5	4	3	2	1	
	計	１０	9	8	7	6	5	4	3

注１　（○○を含む。）と記載のある科目は、（　）内の内容を必ず含めて修得する。

注２　（○○及び△△）と記載のある科目は、（　）内の内容を必ず含めて修得する。

注３　「○○、△△、××、…」と記載のある科目は、「　」内の科目のうち、１以上の科目を修得する。

注４　○○・△△と記載のある科目は、○○と△△を必ず修得する。

注５　英語以外の外国語の教科を取得する場合、単位の修得方法は、英語の場合の例による。

注６　自由選択科目は授与を受けようとする免許教科の単位を修得する。（表に掲げる科目を最低修得単位数以上に修得する。）

注７　「１又０」と記載のある科目は、合計単位数と同数の科目を修得すること。

＊　英語13年以上の場合、「１又０」の４科目のうち、３科目を選択しそれぞれ１単位以上を修得する。

注８　「農業、工業、商業、水産」の単位の修得方法は、２以上の科目（商船をもって水産に替えることができる。）についてそれぞれ２単位以上を修得するものとする。ただし、３単位以下の場合にあっては、この限りではない。

（２）２種免許状から１種免許状を取得する場合

所要資格	＊ 経験年数別最低修得単位数	中	別表３－２

授与を受けようとする免許状		中学校教諭１種免許状											
有することが必要な免許状		中学校教諭２種免許状											
経験年数 注１ 注２ 注３		5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年以上	大学３年以上在学者等 3年	4年	5年	6年以上
最低修得単位数 注４ 注５		45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10
必ず修得する科目	教科に関する専門的事項に関する科目 注６	10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3
必ず修得する科目	各教科の指導法に関する科目	6	6	5	5	4	4	3	2	4	4	3	2
必ず修得する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 注10												
必ず修得する科目	教育の基礎的理解に関する科目 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	5	4	4	3	3	2	2	1	3	2	2	1
必ず修得する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	5	5	4	4	3	2	2	2	3	2	2	2
必ず修得する科目	計	16	15	13	12	10	8	7	5	10	8	7	5
必ず修得する科目	大学が独自に設定する科目 注８	4	4	4	4	4	4	4	2	4	4	4	2
必ず修得する科目	合計単位数 注９	30	28	25	23	20	17	15	10	20	17	15	10

注１　経験年数は、授与を受けようとする教科の中学校教諭２種免許状取得後に勤務した次の職の期間
(1)　中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部で授与を受けようとする教科を担任した主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師の職
(2)　教頭法制化（昭和49.9.1）前の中学校の教頭の職
(3)　少年院又は海外に在留する邦人のための在外教育施設で文部科学大臣が中学校と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて、授与を受けようとする教科の教育に従事した職
(4)　外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。）において、授与を受けようとする教科の教育に従事した職
注２　次の者の経験年数は、「大学３年以上在学者等」の欄を適用する。
(1)　大学に３年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者
(2)　大学（短期大学を含む。）に２年以上及び大学（短期大学を含む。）の専攻科に１年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者
注３　５年（大学３年以上在学者等は３年）をこえる経験年数には、次の職を通算できる。
(1)　校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長及び指導主事の職
(2)　社会教育主事（青年の家、その他の社会教育施設での準ずる職を含む。）の職
(3)　免許法第16条の５第１項の規定により、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）において、相当する教科を担任した主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師の職
注４　最低修得単位数は、中学校教諭２種免許状取得後に修得した単位とする。
注５　最低修得単位数について、平成元年４月１日以降、教育職員として採用された者は、採用後12年を経過し、指定を受けていた者で、３年の間に授与権者の指定する単位の修得方法により１種免許状を受けていない場合、経験年数による単位の逓減がない。
注６　「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位は、中別表３－２（教科）により修得する。
注７　「各教科の指導法」の単位は、それぞれ授与を受けようとする教科ごとに修得する。
注８　「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれに準ずる科目から修得する。
注９　「必ず修得する科目」について修得した単位が、「合計単位数」をこえ「最低修得単位数」に満たないときは、その満たない単位数を一般教養を内容とした科目から修得する。
注10　「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、点線内は各科目に含まれている事項であり、各科目の事項から選択して修得する。

R４.１０

○　教科に関する専門的事項に関する科目（経験年数別最低修得単位数）

中　別表３－２（教科）

	経験年数	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年以上	大学３年以上在学者等 3年	4年	5年	6年以上
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1又0	1	1	1	1又0
	国文学（国文学史を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1又0	1	1	1	1又0
	漢文学	1	1	1	1	1	1	1	1又0	1	1	1	1又0
	書道（書写を中心とする。）	1	1	1	1	1	1	1	1又0	1	1	1	1又0
	自由選択科目	6	5	4	3	2	1			2	1		
	計	10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3
社会	日本史・外国史	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	地理学（地誌を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	「法律学、政治学」	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	「社会学、経済学」	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	「哲学、倫理学、宗教学」	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	自由選択科目	5	4	3	2	1				1			
	計	10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3
数学	代数学	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	幾何学	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	解析学	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	「確率論、統計学」	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	コンピュータ	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	自由選択科目	5	4	3	2	1				1			
	計	10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3
理科	物理学	1	1	1	1	1	1	1	1又0	1	1	1	1又0
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	1	1	1	1又0	1又0	1又0			1又0	1又0		
	化学	1	1	1	1	1	1	1	1又0	1	1	1	1又0
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）	1	1	1	1又0	1又0	1又0			1又0	1又0		
	生物学	1	1	1	1	1	1	1	1又0	1	1	1	1又0
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	1	1	1	1又0	1又0	1又0			1又0	1又0		
	地学	1	1	1	1	1	1	1	1又0	1	1	1	1又0
	地学実験（コンピュータ活用を含む。）	1	1	1	1又0	1又0	1又0			1又0	1又0		
	自由選択科目	2	1										
	計	10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3

注１　（○○を含む。）と記載のある科目は、（　）内の内容を必ず含めて修得する。

注２　（○○及び△△）と記載のある科目は、（　）内の内容を必ず含めて修得する。

注３　「○○、△△、××、…」と記載のある科目は、「　」内の科目のうち、１以上の科目を修得する。

注４　○○・△△と記載のある科目は、○○と△△を必ず修得する。

注５　英語以外の外国語の教科を取得する場合、単位の修得方法は、英語の場合の例による。

注６　自由選択科目は授与を受けようとする免許教科の単位を修得する。（表に掲げる科目を最低修得単位数以上に修得する。）

注７　「１又０」と記載のある科目は、合計単位数と同数の科目を修得すること。なお、理科の教科の場合は、合計単位数と必修得科目の差分の単位数と同数の科目を修得すること。

＊　理科９年の場合、計６単位のうち、１単位の修得を要する４科目（物理学、化学、生物学、地学）を必ず１単位以上ずつ修得し、残りの２単位について「１又０」の科目の中から２科目を選択してそれぞれ１単位以上を修得する。

○　教科に関する専門的事項に関する科目（経験年数別最低修得単位数）

中　別表３－２（教科）

経験年数		5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年以上	大学３年以上在学者等 3年	4年	5年	6年以上
音楽	ソルフェージュ	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	指揮法	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	自由選択科目	5	4	3	2	1				1			
	計	１０	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3
美術	絵画（映像メディア表現を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	彫刻	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	デザイン（映像メディア表現を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	工芸	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	自由選択科目	5	4	3	2	1				1			
	計	１０	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3
保健体育	体育実技	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	生理学（運動生理学を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	衛生学・公衆衛生学	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	自由選択科目	5	4	3	2	1				1			
	計	１０	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3
保健	生理学・栄養学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	衛生学・公衆衛生学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	自由選択科目	7	6	5	4	3	2	1		3	2	1	
	計	１０	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3

注１　（○○を含む。）と記載のある科目は、（　）内の内容を必ず含めて修得する。

注２　（○○及び△△）と記載のある科目は、（　）内の内容を必ず含めて修得する。

注３　「○○、△△、××、…」と記載のある科目は、「　」内の科目のうち、１以上の科目を修得する。

注４　○○・△△と記載のある科目は、○○と△△を必ず修得する。

注５　英語以外の外国語の教科を取得する場合、単位の修得方法は、英語の場合の例による。

注６　自由選択科目は授与を受けようとする免許教科の単位を修得する。（表に掲げる科目を最低修得単位数以上に修得する。）

注７　「１又０」と記載のある科目は、合計単位数と同数の科目を修得すること。

＊　保健体育12年以上の場合、「１又０」の５科目のうち、３科目を選択しそれぞれ１単位以上を修得する。

○　教科に関する専門的事項に関する科目（経験年数別最低修得単位数）

中　別表３－２（教科）

	経験年数	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年以上	大学３年以上在学者等 3年	4年	5年	6年以上
技術	木材加工（製図及び実習を含む。）	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1又0	1	1又0	1又0	1又0
	金属加工（製図及び実習を含む。）	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1又0	1	1又0	1又0	1又0
	機械（実習を含む。）	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1又0	1	1又0	1又0	1又0
	電気（実習を含む。）	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1又0	1	1又0	1又0	1又0
	栽培（実習を含む。）	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1又0	1	1又0	1又0	1又0
	情報とコンピュータ（実習を含む。）	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1又0	1	1又0	1又0	1又0
	自由選択科目	4	3	2	1								
	計	１０	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	被服学（被服製作実習を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	住居学	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	保育学（実習を含む。）	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0
	自由選択科目	5	4	3	2	1				1			
	計	１０	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3
職業	産業概説	1	1	1	1	1	1	1	1又0	1	1	1	1又0
	職業指導	1	1	1	1	1	1	1	1又0	1	1	1	1又0
	「農業、工業、商業、水産」 注7	4	4	4	4	3	2	1	1又0	3	2	1	1又0
	「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」	1	1	1	1	1	1	1	1又0	1	1	1	1又0
	自由選択科目	3	2	1									
	計	１０	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3
職業指導	職業指導	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	職業指導の技術	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	職業指導の運営管理	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	自由選択科目	7	6	5	4	3	2	1		3	2	1	
	計	１０	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3
英語	英語学	1	1	1	1	1	1	1	1又0	1	1	1	1又0
	英語文学	1	1	1	1	1	1	1	1又0	1	1	1	1又0
	英語コミュニケーション	1	1	1	1	1	1	1	1又0	1	1	1	1又0
	異文化理解	1	1	1	1	1	1	1	1又0	1	1	1	1又0
	自由選択科目	6	5	4	3	2	1			2	1		
	計	１０	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3
宗教	宗教学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	宗教史	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	「教理学、哲学」	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	自由選択科目	7	6	5	4	3	2	1		3	2	1	
	計	１０	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3

注１　（○○を含む。）と記載のある科目は、（　）内の内容を必ず含めて修得する。

注２　（○○及び△△）と記載のある科目は、（　）内の内容を必ず含めて修得する。

注３　「○○、△△、××、…」と記載のある科目は、「　」内の科目のうち、１以上の科目を修得する。

注４　○○・△△と記載のある科目は、○○と△△を必ず修得する。

注５　英語以外の外国語の教科を取得する場合、単位の修得方法は、英語の場合の例による。

注６　自由選択科目は授与を受けようとする免許教科の単位を修得する。（表に掲げる科目を最低修得単位数以上に修得する。）

注７　「１又０」と記載のある科目は、合計単位数と同数の科目を修得すること。

＊　英語12年以上の場合、「１又０」の４科目のうち、３科目を選択しそれぞれ１単位以上を修得する。

注８　「農業、工業、商業、水産」の単位の修得方法は、これらの科目のうち、２以上の科目（商船をもって水産に替えることができる。）についてそれぞれ２単位以上を修得する。ただし、３単位以下の場合にあっては、この限りではない。

（３）　１種免許状から専修免許状を取得する場合

所要資格	＊　経験年数別最低修得単位数	中	別表３－３

授与を受けようとする免許状		中学校教諭専修免許状	注１　経験年数は、授与を受けようとする教科の中学校教諭１種免許状取得後に勤務した次の職の期間。 (1)　中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部で授与を受けようとする教科を担任した主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師の職 (2)　教頭法制化（昭和49.9.1）前の中学校の教頭の職 (3)　少年院又は海外に在留する邦人のための在外教育施設で文部科学大臣が中学校と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて、授与を受けようとする教科の教育に従事した職 (4)　外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。）において、授与を受けようとする教科の教育に従事した職 注２　最低修得単位数は、授与を受けようとする教科の中学校教諭１種免許状の取得後に修得した単位とする。 注３　「大学が独自に設定する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。
有することが必要な免許状		中学校教諭１種免許状	
経験年数 注１		３年以上	
最低修得単位数 注２	大学が独自に設定する科目 注３	１５	
	計	１５	

R4.10

4　他の教科の免許状を取得する方法

所要資格				中	別表４
授与を受けようとする免許状		他の教科の中学校教諭２種免許状	他の教科の中学校教諭１種免許状	他の教科の中学校教諭専修免許状	
有することが必要な免許状 注１		中学校教諭専修免許状又は１種免許状又は２種免許状	中学校教諭専修免許状又は１種免許状 注５ 注７	中学校教諭専修免許状 注５ 注６ 注７	
最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目 注２	１０	２０	２０	
	各教科の指導法に関する科目 注３	３	８	８	
	大学が独自に設定する科目 注４			２４	
	合計単位数	１３	２８	５２	

注１　有することが必要な免許状には、実習を担任する教科（職業実習）の免許状を含む。

注２　「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位は、中別表４（教科）により修得する。

注３　「各教科の指導法に関する科目」は、授与を受けようとする教科に関する「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」を、２種にあっては３単位、１種及び専修にあっては８単位を事項を含めて修得する。

注４　「大学が独自に設定する科目」は、大学院又は大学の専攻科で修得する。

注５　専修又は１種免許状の授与を受けようとする者が、当該教科の２種免許状を有している場合は、２種免許状の最低修得単位数を差し引いた単位数を修得する。

注６　専修免許状の授与を受けようとする者が、当該教科の１種免許状を有している場合は、１種免許状の最低修得単位数を差し引いた単位数を修得する。

注７　専修又は１種免許状を取得する場合、短期大学の単位は、２種免許状の最低修得単位数を限度として使用できる。

5　隣接する学校種の免許状を取得する方法

（1）小学校教諭等の経験年数を利用し、2種免許状を取得する場合

所要資格			中	別表８－１
授与を受けようとする免許状		中学校教諭２種免許状		
有することが必要な免許状		小学校教諭普通免許状		
経験年数 注２		３年以上		
		必要単位数		
最低修得単位数 注1	「教科に関する専門的事項に関する科目」 注３	それぞれ１単位以上計１０単位		
	小計	１０		
	各教科の指導法に関する科目 注４	２		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 事項：生徒指導の理論及び方法／教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法／進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	全ての事項を含み２単位		
	小計	４		
	計	１４		

注１　最低修得単位数は、小学校普通免許状取得後に修得した単位とする。
　中学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得する。

注２　小学校普通免許状取得後に
○小学校、中学校、義務教育学校
○特別支援学校の小学部・中学部
○中等教育学校の前期課程
の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師としての経験年数３年を要する（助教諭としての経験は含めない。）。

注３　「教科に関する専門的事項に関する科目」は、中別表１（教科）に掲げる科目のうち、取得しようとする教科の各法定科目をそれぞれ１単位以上修得し、それぞれ一般的包括的内容を必ず修得する。（中別表（教科）の備考欄及び下表取得例参照）

注４　「各教科の指導法に関する科目」は、それぞれ授与を受けようとする教科ごとに修得する。

＜取得例＞
小学校教諭等の経験年数を利用し、中学校教諭２種免許状（保健体育）を取得する場合

法定科目		最低修得単位数
「教科に関する専門的事項に関する科目」	体育実技	それぞれ１単位以上計１０単位以上（それぞれの科目ごとに一般的包括的内容を必ず修得すること。）
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	
	生理学（運動生理学を含む。）	
	衛生学・公衆衛生学	
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	
「各教科の指導法に関する科目」　保健体育の指導法		２
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（全ての事項を含む。）		２
計		１４

注１　科目のうち、次のとおり記載されている内容に注意して修得すること。
(1)　「○○、△△、××」と記載されている場合
※　修得例…「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」の場合、「　」内のいずれか１つ以上の科目を修得する。
(2)　○○・△△と記載されている場合
※　修得例…衛生学・公衆衛生学の場合、両方の科目を修得する。
(3)　（○○を含む。）と記載されている場合
※　修得例…運動学（運動方法学を含む。）の場合、（ ）内の内容を含めて修得する。

R4.10

(2) 小学校教諭等の経験年数(3年以上)に加えて、中学校の助教諭等の経験年数を利用して、2種免許状を取得する場合

所要資格						中	施行規則第18条の２
授与を受けようとする免許状			中学校教諭２種免許状				
有することが必要な免許状			小学校教諭普通免許状				
経験年数 注2 (平成28年４月１日以降のものに限る)			０年	１年	2年	３年	
「教科に関する専門的事項に関する科目」 注３			１０	7	5	5	
最修得単位数 注1	各教科の指導法に関する科目 注４		2	2	1	1	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	事項 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導の理論及びキャリア教育の理論及び方法	2	2	2	1	
	計		１４	１１	8	7	

注１　最低修得単位数は、小学校教諭普通免許状取得後に修得した単位とする。
　中学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得すること。

注２　小学校教諭普通免許状取得後に、
○小学校、中学校、義務教育学校
○特別支援学校の小学部・中学部
○中等教育学校の前期課程
の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師としての職の経験年数３年（助教諭としての経験は含めない。）に加えて、
　中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校の中学部の助教諭又は講師としての経験がある場合、その経験年数に応じて、１年につき３単位ずつ軽減され、最大７単位まで軽減される。

注３　「教科に関する専門的事項に関する科目」は、中別表１（教科）に掲げる科目のうち、取得しようとする教科の各法定科目をそれぞれ１単位以上修得し、それぞれ一般的包括的内容を必ず修得する。（中別表１（教科）の備考欄及び前ページ取得例参照）

注４　「各教科の指導法に関する科目」は、それぞれ授与を受けようとする教科ごとに修得する。

R4.10

(3) 高等学校教諭等の経験年数を利用し、2種免許状を取得する場合

所要資格				中	別表８－２
授与を受けようとする免許状 注１			中学校教諭２種免許状		
有することが必要な免許状			高等学校教諭普通免許状		
経験年数 注３			３年以上		
最低修得単位数 注２	各教科の指導法に関する科目 注４		2		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法に関する科目	1		
		事項：生徒指導の理論及び方法	全ての事項を含み２単位		
		事項：教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
		事項：進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	小計		3		
	「大学が独自に設定する科目」 注５		4		
	計		9		

注１　授与を受けようとする免許状の教科については、下表を参照のこと。

注２　最低修得単位数は、高等学校教諭普通免許状取得後に修得した単位とする。
　中学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得する。

注３　高等学校教諭普通免許状取得後に
○中学校、高等学校、中等教育学校
○特別支援学校の中学部・高等部
○義務教育学校の後期課程
の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師としての経験年数３年を要する（助教諭としての経験は含めない。）。
　なお、この「経験年数」と「有することが必要な免許状」の免許教科は同じでなければならない。

注４　「各教科の指導法に関する科目」は、それぞれ授与を受けようとする教科ごとに修得する。

注５　「大学が独自に設定する科目」は取得しようとする学校種、教科に応じた科目を修得する。なお、国語、社会、理科、美術、技術の教科を取得する場合は、「教科に関する専門的事項に関する科目」から取得すべき科目が定められているので、次頁の表を参照すること。

※　中学校教諭２種免許状の授与を受けようとする免許状に係る教科については、次の表の定めるところによる。

有している高等学校教諭の普通免許状の教科の種類	授与を受けようとする中学校教諭２種免許状の教科の種類
国語	国語
地理歴史又は公民	社会
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
工業又は情報	技術
家庭	家庭
外国語（英語その他外国語ごとに応ずるものとする。）	外国語（英語その他外国語ごとに応ずるものとする。）
宗教	宗教

注５　中学校の「大学が独自に設定する科目」について

次の表に掲げる教科を取得する場合の「大学が独自に設定する科目」の必要単位数（４単位）については、中別表１（教科）に掲げる「教科に関する専門的事項に関する科目」の法定科目を含めて修得する必要があるため、留意すること。

有している高等学校教諭の普通免許状の教科の種類	授与を受けようとする中学校教諭２種免許状の教科の種類	中学校の「教科に関する専門的事項に関する科目」（中別表１（教科））	
国　　語	国　　語	書道（書写を中心とする。）	**１単位以上**
地 理 歴 史	社　　会	「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」	**それぞれの科目について１単位以上**
公　　民	社　　会	日本史・外国史 地理学（地誌を含む。）	**それぞれの科目について１単位以上**
理　　科	理　　科	物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学実験（コンピュータ活用を含む。）	**３以上の科目について、それぞれ１単位以上（高等学校教諭免許状（理科）修得時の科目を考慮し、未修得科目が生じないようにすることが望ましい。）**
美　　術	美　　術	工芸	**１単位以上**
工業又は情報	技　　術	木材加工（製図及び実習を含む。） 金属加工（製図及び実習を含む。） 栽培（実習を含む。）	**それぞれの科目について１単位以上**

注　「教科に関する専門的事項に関する科目」のうち、次のとおり記載されている内容に注意して修得すること。

(1)　「○○、△△、××」と記載のある科目は、「　」内の科目のうち、１以上の科目を修得する。

※　修得例…「法律学、政治学」の場合、「　」内のいずれか１以上の科目を修得する。

(2)　○○・△△と記載のある科目は、○○と△△を必ず修得する。

※　修得例…日本史・外国史の場合、両方の科目を修得する。

(3)　（○○を含む。）と記載のある科目は、（　）内の内容を必ず含めて修得する。

※　修得例…物理学（コンピュータ活用を含む。）の場合、（　）内の内容を含めて修得する。

(4) 高等学校教諭等の経験年数(3年以上)に加えて、中学校助教諭等の経験年数を利用して、2種免許状を取得する場合

所要資格					中	施行規則第18条の２
授与を受けようとする免許状			中学校教諭２種免許状			
有することが必要な免許状			高等学校教諭普通免許状			
経験年数 注２ (平成28年４月１日以降のものに限る)			０年	１年	２年	
最低修得単位数 注１	各教科の指導法に関する科目 注３		2	1	1	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法に関する科目	1	1	1	
		事項：生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2	1	1	
	小計		3	2	2	
	中学校の「大学が独自に設定する科目」 注４		4	3	2	
	計		9	6	5	

注１　最低修得単位数は、高等学校教諭普通免許状取得後に修得した単位とする。
　中学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得すること。

注２　高等学校教諭普通免許状取得後に、
○中学校、高等学校、中等教育学校
○特別支援学校の中学部・高等部
○義務教育学校の後期課程
の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師の職のいずれかの経験年数３年（助教諭としての経験は含めない。）に加えて、
　中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校の中学部における助教諭又は講師の職の経験がある場合、その経験年数に応じて、修得単位数が軽減される。
　なお、この「経験年数」と「有することが必要な免許状」の免許教科は同じでなければならない。

注３　「各教科の指導法に関する科目」は、それぞれ授与を受けようとする教科ごとに修得する。

注４　「大学が独自に設定する科目」は取得しようとする学校種、教科に応じた科目を修得する。なお、国語、社会、理科、美術、技術の教科を取得する場合は、「教科に関する専門的事項に関する科目」から取得すべき科目が定められているので、51ページの表を参照すること。

R4.10

6　職業実習を担任する教科の免許状を取得する方法

基礎資格及び所要単位					中	別表５
基礎資格	２　種　免　許　状			１種免許状	専修免許状	注　職業実習に関する　学科は、「農業、工業、商業、水産及び商船」のうち、いずれか１以上の実習に関する学科とする。
	イ	ロ	ハ			
	大学で職業実習に関する学科を専攻して、学士の学位を有し、１年以上その学科に関する実地の経験が有り、技術優秀と認められること。	大学に２年以上在学し、職業実習に関する学科を専攻して、３年以上その学科に関する実地の経験が有り、技術優秀と認められること。	職業実習の中学校助教諭免許状を有すること。	職業実習の中学校教諭２種免許状を有すること。	職業実習の中学校教諭１種免許状を有すること。	

授与を受けようとする免許状			２種免許状				１　種免許状		専　修免許状
経　験　年　数 注１ 注２			イ ロ	ハ 注３			3年	4年以上	3年以上
			不　要	6年	7年	8年以上			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	産業概説	単位不要	1	1	1	1	1	
		職業指導		1	1	1	1	1	
		「農業、工業、商業、水産」		4	4	2	4	2	
		「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」		1	1	1	1	1	
		自由選択科目		3	1		3		
		計		10	8	5	10	5	
	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目		3	1	1	2	2	
		教育の基礎的理解に関する科目		4	3	2	1	1	
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		3	3	2	2	2	
		計		10	7	5	5	5	
注４	大学が独自に設定する科目 注５								15
	合　計　単　位　数			20	15	10	15	10	15

注１　経験年数は、基礎資格を取得後に職業実習を担任した次の職の期間とする。
(1)　中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師の職
(2)　教頭法制化（昭和49.9.1）前の中学校の教頭の職
(3)　少年院又は海外に在留する邦人のための在外教育施設で文部科学大臣が中学校と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて、教育に従事した職
(4)　外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。）において、教育に従事した職

注２　３年（２種免許状の場合は６年）をこえる経験年数には次の職を通算できる。
(1)　校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長及び指導主事の職
(2)　社会教育主事（青年の家、その他の社会教育施設での準ずる職を含む。）の職

注３　２種免許状の授与を受けようとする者で、高等学校の職業実習に関する学科の課程を卒業したものは、経験年数８年以上の欄による。

注４　最低修得単位数は、基礎資格となる免許状の取得後に修得した単位とする。

注５　「大学が独自に設定する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。

R4.10

7　免許法施行法により取得する方法

所要資格		中	施行法
授与を受けようとする免許状	基礎資格	授与する教科	根拠条項
中学校教諭２種免許状	第１級総合無線通信士又は第１級陸上無線技術士の資格を有し、３年以上無線通信に関し、実地の経験を有する者で技術優秀と認められること。	職　業	第２条第１項第２０号の２
	３級海技士（航海）若しくは３級海技士（機関）の海技免状を有し、５年以上船舶に関し、実地の経験を有する者で技術優秀と認められること。 ＊　船舶職員法第５条第４項の規定による船橋当直限定又は機関当直限定をした免許を受けている者を除く。	職　業	第２条第１項第２０号の４
中学校教諭１種免許状	旧専門学校令による高等商船学校及び函館水産専門学校の遠洋漁業科並びに旧水産講習所官制による第１水産講習所の漁業科を卒業した者のうち、次の①又は②に該当するもの。 ①　２級海技士（航海）若しくは２級海技士（機関）の海技免状を有し、３年以上船舶に関し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められること。 ＊　船舶職員法第５条第４項の規定による船橋当直限定又は機関当直限定をした免許を受けている者を除く。 ②　１級海技士（航海）若しくは１級海技士（機関）の海技免状を有する者で、技術優秀と認められること。	職　業	第２条第１項第２０号の５

8　旧法により免許状を取得する方法

基礎資格及び所要単位	※原則、7日間の介護等体験が必要です。（第9節参照）	旧中	別表１

基礎資格	中学校教諭２種免許状	短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業すること。（大学（短大を含む。）又は文部科学大臣の指定する教員養成機関に２年以上在学し、６２単位以上修得した場合を含む。）
	中学校教諭１種免許状	学士の学位を有すること。（学校教育法第１０２条第２項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）
	中学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること。（大学（短大を除く。）の専攻科又は大学院の課程に１年以上在学し、３０単位以上修得した場合を含む。）

所要の単位 注1 注2 注3

科目		最低修得単位数 ２種	１種	専修
教科に関する科目 注4		１０	２０	２０
教職に関する科目 注5 注8	教職の意義等に関する科目 注7 注9 教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等	2（0）	2（0）	2（0）
	教育の基礎理論に関する科目 注7 注9 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	4（3）	6（5）	6（5）
	教育課程及び指導法に関する科目 注7 教育課程の意義及び編成の方法 各教科の指導法 注6 道徳の指導法 注10 特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4（3）	12（6）	12（6）
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 注7 注9 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	4（2）	4（2）	4（2）
	教育実習（事前及び事後の指導の１単位を含む。） 注11	5（3）	5（3）	5（3）
	教職実践演習 注9	2（0）	2（0）	2（0）
	計	21（11）	31（16）	31（16）
教科又は教職に関する科目	注12	4	8	8
	注13			24
合計単位数		35	59	83

その他 注14		
	日本国憲法	2
	体　育	2
	外国語コミュニケーション	2
	情報機器の操作	2

注１　旧法の規定により修得した単位は読替えて使用できる場合がある。ただし、大学等の証明を得た場合に限る。

注２　専修又は１種免許状を取得する場合、短期大学の単位は２種免許状の最低修得単位数を限度に使用できる。

注３
(1)　１種免許状を取得する場合、既に同じ教科の２種免許状を有しているときは、この表の２種免許状に相当する単位は修得済とみなす。
(2)　専修免許状を取得する場合、既に同じ教科の１種免許状又は２種免許状を有しているときは、この表の１種免許状又は２種免許状に相当する単位は修得済とみなす。

注４　「教科に関する科目」の単位は、授与を受けようとする教科の中学校教諭免許状の認定課程のある大学等で中別表１（教科）により修得する。

注５　「教職に関する科目」の単位は、中学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得する。

注６　「各教科の指導法」の単位は、それぞれ授与を受けようとする免許教科ごとに修得する。

注７　最低修得単位数が複数の事項にまたがる場合は、各事項を必ず修得する。（注８の場合を除く。）

注８　音楽及び美術の教科の場合、次の方法を選択して単位を修得できる。
(1)　「教職に関する科目」は、（　）内の数を最低修得単位数として修得できる。ただし、この場合、修得した単位数と（　）外の数との差の単位は、「教科に関する科目」から修得する。
(2)　最低修得単位数が複数の事項にまたがる場合は、１以上の事項を修得する。

注９　「教職の意義等に関する科目」は２単位まで、「教育の基礎理論に関する科目」は６単位（２種免許状の授与を受ける場合にあっては４単位）まで、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」は２単位まで、「教職実践演習」は２単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

注10　「道徳の指導法」の単位は、次のとおり修得する。
(1)　専修又は１種免許状を取得する場合…２単位以上
(2)　２種免許状を取得する場合…１単位以上

注11　「教育実習」の単位は、次のとおり修得する。
(1)　中学校、小学校及び高等学校の教育を中心とする。
(2)　「教育実習」に係る事前及び事後の指導の１単位には中学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。
(3)　中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びにこれらに相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びにこれらに相当する旧令による学校を含む。）において、教員として良好な成績で勤務した経験年数１年につき、１単位の割合で、この表に掲げる「教職に関する科目」の単位をもって、「教育実習」の単位に替えることができる。
(4)　修得を必要とする単位数のうち、３単位までは、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教育実習」の単位をもってあてることができる。

注12　「教科又は教職に関する科目」の単位は、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目を修得する。

注13　「教科又は教職に関する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。

注14　「その他」の単位は、大学の学部・学科・課程（認定課程のない大学を含む。）、必修・選択等の授業科目区分等に関係なく修得することができる。

○　教科に関する科目

旧中	別表１（教科）

教科名	法定科目名
国　　語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。）
社　　会	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」
数　　学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ
理　　科	物理学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学 地学実験（コンピュータ活用を含む。）
音　　楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美　　術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保　　健	生理学及び栄養学 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
技　　術	木材加工（製図及び実習を含む。） 金属加工（製図及び実習を含む。） 機械（実習を含む。） 電気（実習を含む。） 栽培（実習を含む。） 情報とコンピュータ（実習を含む。）

○　教科に関する科目

旧中	別表１（教科）

教科名	法定科目名
家　　庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
	被服学（被服製作実習を含む。）
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
	住居学
	保育学（実習を含む。）
職　　業	産業概説
	職業指導
	「農業、工業、商業、水産」
	「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
職業指導	職業指導
	職業指導の技術
	職業指導の運営管理
英　　語	英語学
	英米文学
	英語コミュニケーション
	異文化理解
宗　　教	宗教学
	宗教史
	「教理学、哲学」

備考

＊　教科に関する科目は、取得しようとする教科の法定科目をそれぞれ１単位以上、計２０単位以上（２種免許状については、１０単位以上）を修得し、**それぞれ一般的包括的内容を必ず修得**する。

＊　（○○を含む。）と記載のある科目は、（　）内の内容を必ず含めて修得する。

＊　○○及び△△と記載のある科目は、○○と△△を必ず修得する。

＊　「○○、△△、××」と記載のある科目は、「　」内の科目のうち、１以上の科目を修得する。

　ただし、職業の教科における「農業、工業、商業、水産」の科目は、２以上の科目について、それぞれ２単位以上を修得する。

　なお、商船をもって水産に替えることができる。

＊　該当する教科の認定課程のある大学等で修得する。

＊　英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、英語の場合の例による。